

安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 20 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例(平成 16 年条例第 203 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表第 1 (略)	別表第 1 (略)
別表第 2(第 7 条関係)	別表第 2(第 7 条関係)

利用者の区分	個人
一般	1 人 1 回 500 円
小人	無料

利用者の区分	個人	団体(20人以上)
小学校児童及び中学校生徒	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 100 円
前項に掲げる者以外の者であって満 15 歳以上の者	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 200 円

備考

1 「一般」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する生徒以外の者であって、15 歳以上の者をいう。

2 「小人」とは、前項以外の者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。